

様式第二十五号の三（第十二条の十一の十関係）（平23環省令1・追加、令2環省令9・
一部改正）

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、 産業廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証す る。</p>	
都道府県知事	
(市長)	
印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

(日本産業規格 A列4番)